

論文式試験問題集
〔民法・債権法Ⅰ〕

〔民法・債権法Ⅰ〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕,〔設問2〕,〔設問3〕に答えなさい。

【事実】

- 1 A社は、平成3年7月から東京都内のある駅周辺に位置する雑居ビル（「本件建物」という。）を所有している。本件建物は、地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造の建物であり、飲食店を中心にテナントが入っている。
- 2 A社は、本件建物が老朽化したことから、全てのテナントとの賃貸借契約が終了するタイミングを見計らって、本件建物の大規模な改修に着手しようと考えた。そこで、A社は、本件物件の改修費用を確保するため、平成29年3月15日、X社から総額5000万円を借り入れた（以下、「本件債権」という。）。本件債権にかかるAX間の金銭消費貸借契約では、「1 印章・名称・称号・代表者・本店所在地その他届出事項に変更があった時は、遅滞なく債権者に対して書面で届出なければならない。2 第1項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が到達しなかった時は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。3 前2項の規定は、債権譲渡の通知にも適用する。」との条項が（以下、「本件みなし到達条項」という。）があった。
- 3 その後、A社は、建設会社のB社に依頼して、本件建物の大規模な改修工事を実施し、平成30年3月31日に改修工事は完成した。A社は、本件建物のテナントの募集を開始した。
- 4 Cは、満75歳であり、古本販売業を営んでいた。Cは、店舗移設のための建物を探していたが、本件建物をその有力な候補とし、A社に対し、本件建物の内覧を申し出た。Cは、平成30年4月15日、本件建物の内部を見て歩き、エレベーターに乗ったところ、このエレベーターが下降中に突然大きく揺れたため、Cは、転倒して左腕を骨折し、3か月の入院加療が必要となった。このエレベーターの不具合は、設置工事を行ったB社が、設置工程において必要とされていた数か所のボルトを十分に締めていなかったことに起因するものであった。
- 5 Cは、この事故に遭う1年ほど前から、時々、歩いていてバランスを崩したり、つまずいたりするなどの身体機能の低下があり、平成29年4月に病院で検査を受けていた。その検査の結果は、Cの身体機能の低下は加齢によるものであって、無理をしなければ日常生活を送る上での支障はないが、定期的に病院で検査を受けるよう勧める、というものであった。Cは、この勧めに従って、平成29年5月から病院で毎月1回の検査を受けていたが、特段の疾患はないと診断されていた。一方、この間、Cの妻が病気で入院したため、Cは、毎日のように病院と自宅とを往復し、徹夜で妻に付き添っていたこともあった。そのため、Cは、同年8月頃から、かなりの疲労の蓄積を感じていた。Cが平成30年4月15日に甲建物のエレベーターの揺れによって転倒し、右足を骨折するほどの重傷を負ったのは、Cのここ1年ほどの身体機能の低下と妻の看病による疲労の蓄積も原因となっていた。

〔設問1〕

X社は、平成29年5月30日、本件債権をY社に譲渡し、平成29年6月10日付で、A社宛てに、本件債権をX社からY社に譲渡したことを通知する書面を内容証明郵便により発出した。ところが、A社は、平成29年4月1日から本店所在地を別の場所に移転していたが、そのことをX社に届け出していなかったため、A社の旧本店所在地に宛てて送付された同通知は保管期間経過によりX社に返送された。A社は、本件債権がY社に譲渡されたことを知らなかった。このとき、Y社は、A社に対し、本件債権の履行を請求することができるか、理由を付して結論を述べなさい。なお、本件債権の履行期限が経過していることは前提にすること。

〔設問2〕

Cは、A社に対して、民法717条1項の工作物責任にもとづき、本件建物の内覧中のエレベーター内での転倒により被った損害の賠償を請求しようと考えた。Cの請求は認められるか、理由を付して結論を述べなさい。

〔設問3〕

Cの損害賠償請求が認められる場合、Cの身体機能の低下及び疲労の蓄積が損害の発生又は拡大を招いたことを理由として、賠償額が減額されるべきか、理由を付して結論を述べなさい。

2018年12月9日

担当：弁護士 沼里祐太

参考答案

[民法・債權法 I]

第1〔設問1〕について

1 X社とA社の金銭消費貸借契約にもとづく本件債権が存在するところ、X社は、本件債権をY社に譲渡することをY社と合意しており、本件債権の譲渡が成立している。

2 次に、譲受人のY社が本件債権の履行を請求するには、本件債権の債権者であることをA社に対抗できることが必要となる。ところが、本件では債権譲渡通知はAには到達していないが、A社が届出を怠ったことで、本件みなし到達条項が適用されることにより、民法467条1項の債務者対抗要件を具備したといえるかどうかの問題となる。

民法467条1項が、債務者に対する譲渡の通知を債務者に対する関係において対抗要件としたのは、当該債権についての債務者の認識を通じて、債権についての取引全体の安全を確保しようとする点にある。このような趣旨からすると、債権譲渡においては、その通知を発したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきであると解する。

本件についてみると、実際には本件債権譲渡通知が債務者であるA社に到達しておらず、A社が譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により本件債権譲渡通知がA社に到達したものと扱うことすれば、本件債権の帰属が不明確となり、A社にとっては二重弁済の危険が生じ、ひいては、取引の安全を害する結果を招きかねない。したがって、本件みな

し到達規定は、民法467条1項の趣旨に反するものといえる。

3 そして、債務者の認識を通じて債権取引の安全を図るという趣旨からすれば、民法467条1項は「公に秩序に関する規定」(民法91条)であり、これに反する本件みなし規定は無効となる。

4 以上より、本件では債権譲渡通知はAには到達しておらず、民法467条1項の債務者対抗要件を具備していないため、Y社は、Aに対して、本件債権の履行を請求することはできない。

第2〔設問2〕について

1 Aは、本件建物の占有者かつ所有者であるから、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があるときは、それによってCが被った損害を賠償しなければならない(民法717条1項)。

2 まず、本件建物に設置されているエレベーターは「土地の工作物」といえるか。土地の工作物とは、土地に接着して設置されたものをいう。たしかにエレベーターは、土地との接着は弱いものの、着脱することは容易ではなく、建物と機能的に一体をなすものであるから、「土地の工作物」にあたると考える。

3 また、本件建物のエレベーターには「設置または保存の瑕疵」があるといえるか。設置又は保存の瑕疵とは、本来有すべき安全性を欠いていることをいう。エレベーターには設置工程において必要とされていた数カ所のボルトの締め忘れがあり、これが安全上重大な影響を及ぼすことは明らかであるから、「設置または保存の瑕疵」にあたる。

<p>4 よって、CのAに対する請求は認められる。</p> <p>第3〔設問3〕について</p> <p>1 Cの身体機能の低下及び疲労の蓄積といった被害者の身体的な素因が損害の拡大に寄与したとして、民法722条2項の類推適用により過失相殺されないかが問題となる。</p> <p>2 722条2項の過失相殺の制度は、損害の公平な分担を理念とする不法行為制度に求められるものである。そうすると、被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが、疾患に当たらない場合、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものであるから、身体的特徴をもって損害賠償額の減額を認めるのは、損害の公平な分担という過失相殺の趣旨に照らして相当でない。</p> <p>3(1)本件について検討すると、まず、Cの身体機能の低下は加齢によるものであるが、無理をしなければ日常生活を送るうえで支障はなく、特段の疾患でない旨の診断がなされている。したがって、Cの身体機能の低下は、個々人の個体差の範囲内の要因として当然に予定されるものといえる。</p> <p>(2)また、Cの疲労の蓄積については、自覚症状はあるものの、明確に疾患といえるほどではなく、個々人の個体差として許容できる範囲内のものといえる。</p> <p>(3)以上から、いずれの素因についても、損害の公平な分担という過失相殺の趣旨からして損害賠償額の減額を認めるのは妥当で</p>	<p>なく、本件において722条2項を類推適用することはできない。</p> <p>4 したがって、Cの損害額は減額されるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---

2018年12月9日

担当：弁護士 沼里祐太

予備試験答案練習会(民法・債権法Ⅰ)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(15)		
債権譲渡の成立についての指摘		2	
債権者対抗要件(民法467条1項)についての指摘		3	
債務者対抗要件の趣旨		5	
本件みなし到達規定が民法467条1項の趣旨に反し無効であること(強行法規性についての言及)		3	
結論:債権者であることを主張できないため本件債権の履行を請求できないこと		2	
〔設問2〕	(10)		
Aが本件建物の占有者かつ所有者であること		2	
[土地の工作物]の定義		2	
[設置または保存の瑕疵]の定義		2	
具体的事案の当てはめ(①土地の工作物②設置または保存の瑕疵)		4	
〔設問3〕	(15)		
民法722条2項の類推適用についての言及		3	
過失相殺の趣旨(損害の公平な分担)		4	
身体的特徴と過失相殺についての考え方		4	
具体的事案のあてはめ(①身体機能の低下②疲労の蓄積)		4	
裁量点	(10)	10	
合計	(50)	50	

民法・債権法 I 解説レジュメ

1. 総論

債権譲渡および不法行為を題材にして、債権法分野にわたる様々な問題について、基本的な法的知識・判例の理解の有無、論理的に一貫した表現をする能力、具体的事実について法的観点から評価し構成する能力を確認する問題を出題した。

2. 〔設問1〕について

(1) 出題趣旨

債権譲渡に関する問題である。近年の裁判例（東京高裁平成27年3月24日）を参考にした出題である。

みなし到達条項の合意がなされている場合の債務者対抗要件の具備について問う。一見すると見慣れない問題だとは思いますが、民法467条1項の債務者対抗要件についての基本的理解を前提に考察すれば、比較的容易に解答することは可能である。

(2) 解説

ア 債権譲渡の成立要件

まず、債権譲渡の成立要件として、現在または将来存在する指名債権について、譲渡人と譲受人との間の譲渡の合意がなされることが必要である。本件でも、X社とY社間で債権譲渡の合意が成立していることを明らかにするために、X・A間の金銭消費貸借契約が存在すること、及び、X・Y間で債権譲渡の合意があることについて触れて欲しい。

イ 債権譲渡の対抗要件

上記の成立要件が揃えば、譲渡人のX社と譲受人のY社との間では債権譲渡が成立する。しかし、その債権譲渡を当事者以外の者（債務者を含む第三者全体）に対抗することができるかが問題となってくる。本件では、債務者であるA社に対抗できるかが問われている場面なので、民法467条1項の適用場面となる。

ウ 民法467条1項の趣旨

（東京高裁平成27年3月24日）

「債権譲渡について定めた民法467条1項が、債務者の承諾とともに債務者に対する譲渡の通知を、債務者及び債務者以外の第三者に対する関係において対抗要件としたのは、債権を譲り受けようとする第三者は、まず債務者に対して債権の存否やその帰属を確認し、これに対して、債務者も、譲渡の通知等を受けていない限り、第三者への債権の譲渡がないものと表示するのが通常であるから、第三者はこのような債務者の表示を信頼して、当該債権を譲り受けることになることを踏まえたものである。したがって、民法の規定する債権譲渡の対抗要件制度は、当該債権についての債務者の認識を通じて、譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立しているものと解される。」＝インフォメーションセンター

民法467条1項の趣旨：

債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保すること。

エ みなし到達条項

- ・民法467条1項の趣旨に反する
- ・本件みなし到達規定が債権譲渡の通知にも適用されるとなれば、債務者には債権の帰属関係が不明確となり、二重弁済の危険が生じることになって取引の安全を害することになる。

オ 強行法規性

任意規定とは、公の秩序に関しない規定で、契約当事者間で別の合意があればその合意が優先し、当事者間に合意がない場合に補完するために適用される規定のこと（民法91条）。

一方、強行規定とは、公の秩序に関する規定で、強行規定に反する当事者間の合意は無効となる。強行法規と考えられている規定には、第三者の信頼や取引の安全を保護するもの、経済的・社会的弱者の利益を保護するものがあります。

→判例は、民法467条1項は強行法規だとし、学説でも、債務者のもつ公示機関としての役割に鑑みると、467条全体が強行法規だとする理解が有力とされている。

カ 裁判例

①第1審（東京地裁平成26年8月12日）

「民法467条1項の趣旨は、債権譲渡により二重弁済の危険にさらされ、債権者が誰であるかについて重大な利害関係を有する債務者を保護し、債権譲渡の債務者対抗要件として債権譲渡人による通知又は債務者による承諾を求めて取引の安全を図る点にあり、上記条項は強行規定でこれに反する特約は無効である。」

②控訴審（東京高裁平成27年3月24日）

「(2) (中略) このように、民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を発したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである。(中略) したがって、実際に本件債権譲渡通知が被控訴人に到達しておらず、これにより債務者である被控訴人が譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知が被控訴人に到達したものと解することは相当ではないというべきである。」

「(3) ア これに対し、控訴人は、民法467条1項が債務者の利益を保護するものであって、任意規定と解すべきであるから、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知は被控訴人に到達したと解すべきであると主張する。

しかしながら、上記のとおり、民法が予定する債権譲渡の通知は、債務者の利益を保護することに尽きるのではなく、債権の取引の安全をも考慮したものである。そして、当該債権が二重に譲渡される客観的な可能性が全くないというのであればともかく、少なくとも本件においては、債権者であるb社が本件貸金債権を控訴人以外の第三者に譲渡する客観的な可能性が全くなかったと認めるに足りる的確な証拠はないのである。したがって、本件債権譲渡通知に本件みなし到達規定を適用するとした場合には、債権の取引の安全を害するおそれがあり、民法が対抗要件として通知又は承諾を求めた趣旨と矛盾、抵触することになるというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。」

③上告審（最高裁平成28年7月5日）

上告棄却

3. 【設問2】について

(1) 出題趣旨

工作物責任に関する問題である。工作物責任が成立するための要件である土地の工作物及び設置又は保存の瑕疵について、それぞれの意味を明らかにすることとともに、本件建物のエレベーターが土地の工作物に当たるかどうか及び必要とされているボルトが十分に締められていなかったことが設置又は保存の瑕疵に当たるかどうかの検討が求められる。

(2) 解説

ア 意義

民法717条によれば、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害

を加えたときは、その工作物の占有者が第一次的に責任を負い、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意を払ったことを証明することができれば、所有者が第二次的に責任を負う。工作物責任の基本思想は、社会生活において特に危険の多い設備を保有する者にこれによる責任をとくに加重して負わせることが、損害の公正な分担という考え方に適するというものである（危険責任主義）。

イ 土地工作物責任の要件

「土地の工作物」

土地の工作物とは、伝統的には、人工的作業によって土地に接着して設置された物とされてきた。その後、判例により拡大され、鉄道の踏切の保安施設、工場内の機械にまで適用が認められている。

「設置または保存の瑕疵」

設置又は保存の瑕疵とは、本来有すべき安全性を欠いていることをいう。

ウ 参考判例

①最高裁昭和46年4月23日（井の頭線踏切事故判決）

「列車運行のための専用軌道と道路との交差するところに設けられる踏切道は、本来列車運行の確保と道路交通の安全とを調整するために存するものであるから、必要な保安のための施設が設けられてはじめて踏切道の機能を果たすことができるものというべく、したがって、土地の工作物たる踏切道の軌道施設は、保安設備と併せ一体としてこれを考察すべきであり、もしあるべき保安設備を欠く場合には、土地の工作物たる軌道施設の設置に瑕疵があるものとして、民法七一条七条所定の帰責原因となるものといわなければならない。」

「踏切道における軌道施設に保安設備を欠くことをもって、工作物としての軌道施設の設置に瑕疵があるというべきか否かは、当該踏切道における見通しの良否、交通量、列車回数等の具体的状況を基礎として、前示のような踏切道設置の趣旨を充たすに足りる状況にあるかどうかという観点から、定められなければならない。そして、保安設備を欠くことにより、その踏切道における列車運行の確保と道路交通の安全との調整が全うされず、列車と横断しようとする人車との接触による事故を生ずる危険が少くない状況にあるとすれば、踏切道における軌道施設として本来具えるべき設備を欠き、踏切道としての機能が果されていないものというべきであるから、かかる軌道設備には、設置上の瑕疵があるものといわなければならない。」

これを本件について見るに、原審（第一審判決引用部分を含む。）の適法に確定した諸事情、とくに、本件踏切を横断しようとする者から上り電車を見通しうる距離は、踏切の北側で五〇メートル、南側で八〇メートルで、所定の速度で踏切を通過しようとする上り電車の運転者が踏切上にある歩行者を最遠距離において発見しただちに急停車の措置をとつても、電車が停止するのは踏切をこえる地点になるという見通しの悪さのため、横断中の歩行者との接触の危険はきわめて大きく、現に本件事故までもに数度に及ぶ電車と通行人との接触事故があつたことと、本件事故当時における一日の踏切の交通量（後記踏切道保安設備設置標準に従つた換算交通量）は七〇〇人程度、一日の列車回数は五〇四回であつたことに徴すると、本件踏切の通行はけつして安全なものといふことはできず、少くとも警報機を設置するものでなければ踏切道としての本来の機能を全うしうる状況にあつたものとはなしえないものと認め、本件踏切に警報機の保安設備を欠いていたことをもって、上告会社所有の土地工作物の設置に瑕疵があつたものとした原審の判断は、正当といふことができる。」

②札幌地裁平成27年3月26日

プロ野球の試合を観戦中、打者の打ったファウルボールが原告の顔面に直撃し右眼球破裂により失明した事故について、球場に設けられていた安全設備等は、原告席付近で観戦する観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いていたとして、工作物責任（民法717条1項）及び営造物責任上の瑕疵（国家賠償法2条1項）を認定し、原告の被告らに対する損害賠

償請求を一部認容した事案

4. 〔設問3〕について

(1) 出題趣旨

被害者の素因と過失相殺の問題である。

被害者の身体的な素因で、被害者の損害の発生又は拡大の原因となったものがある場合、賠償額の減額をすべきかどうか問われている。

民法722条2項の趣旨を踏まえた適切な法規範を提示すること、そのうえで、【事実】から法律上意味のある事実を摘示して法的に評価し、賠償額を減額することの可否について、一貫した法的思考を示すことが求められる。

(2) 解説

ア 判例

判例は、被害者の心因的素因が原因で損害が拡大した事案で、損害の公平な分担という損害賠償法の理念に照らして、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、損害の拡大に寄与した被害者の素因を斟酌して損害賠償額の減額を認めた。

イ 病的素因

過失相殺の類推適用を肯定

ウ 身体的特徴

過失相殺の類推適用を否定

「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の損しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるにあたり、斟酌することはできない。けだし、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものということとはできないものであり、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより入内な障害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別、その程度にいたらない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきだからである。」

エ 本件のあてはめ

Cの身体機能の低下及び疲労の蓄積について素因減額を認められるか。

- ・身体的な素因が疾患といえるものであるか。
- ・そうではなく疾患にまで至らない身体的特徴であるかによって異なる扱いとすべきかどうか。

【参考文献等】

内田貴「民法Ⅱ債権各論（第3版）」東京大学出版社

円谷峻「不法行為法 事務管理・不当利得（第2版）」成文堂

中田裕康「債権総論（新版）」岩波書店

塩見佳男「基本講義債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得（第3版）」新世社

中田裕康・窪田充見編「民法判例百選Ⅱ債権（第7版）」有斐閣

以上

2018年12月9日

担当：弁護士 沼里祐太